

※テレビ会議

第7回

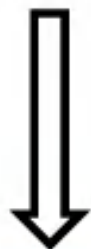
「長崎県管理河川流域
大規模氾濫減災協議会」幹事会

－ 説明資料 －



令和3年2月19日
長崎県土木部河川課

平成27年9月 関東・東北豪雨
(茨城県等で死者8名)



平成27年12月 水防災意識社会再構築ビジョン
施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する

平成28年8月 台風10号
(岩手県などで
死者・行方不明者27名)



平成29年6月 水防法改正
ハード・ソフト対策を一体として、水防災意識社会再構築ビジョンの
定着加速化へ → [都道府県等による減災協議会の設置](#)

平成30年3月 法改正に基づいた協議会を設立

■令和3年度までに達成すべき目標（平成29年度～令和3年度の5ケ年）

事前の防災・減災対策により、いかなる災害が発生しようとも、人命などが守られるべく

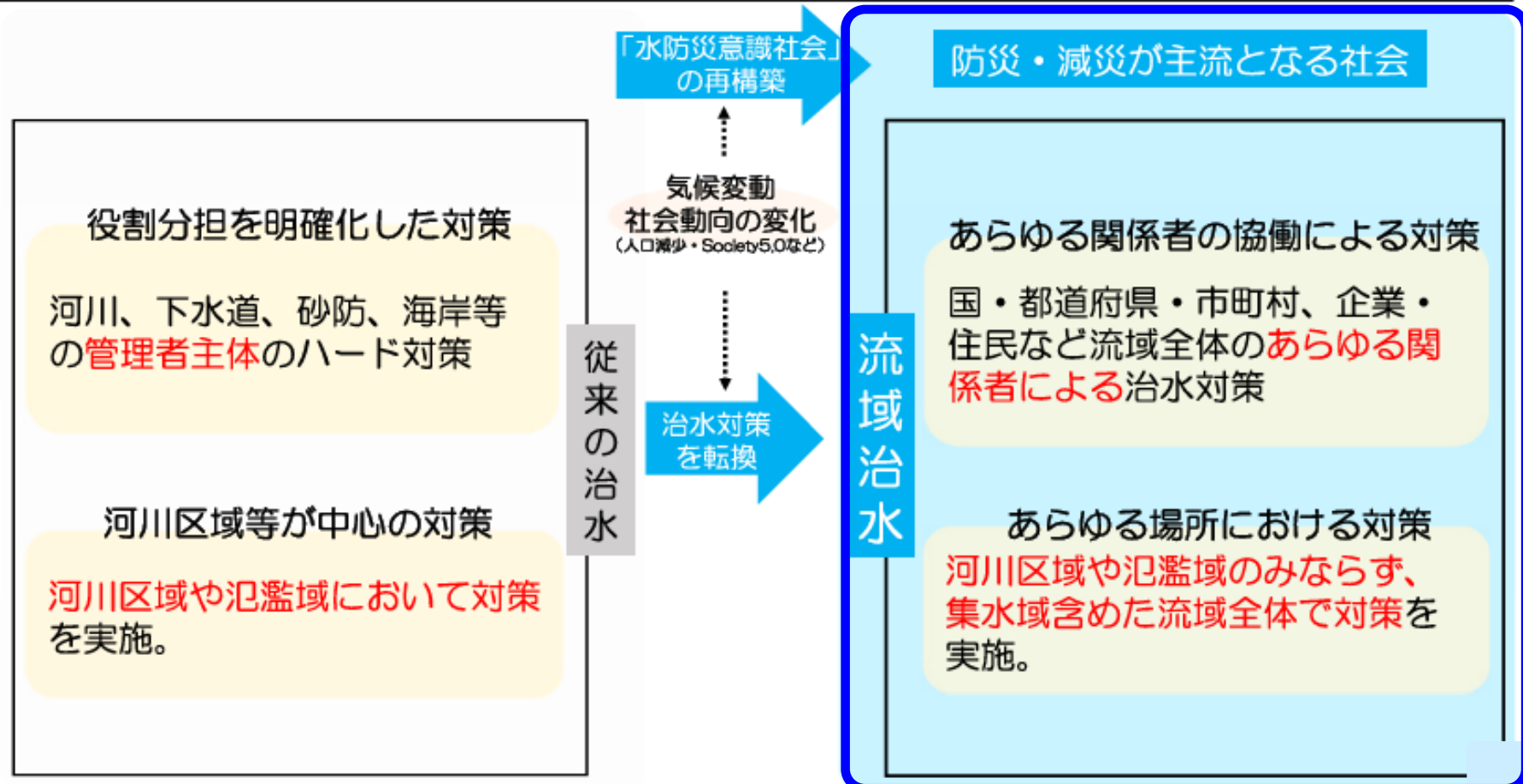
「災害に強く、命を守る地域防災力の向上」を目指す。

■目標達成に向けた3本柱の取組

1. 事前に防災に対する意識付けをすることにより、住民が自ら避難行動を起こせるよう、重要水防区域や災害危険箇所の共有、防災教育・訓練・水防体制などを強化
⇒ ①『**住民の防災意識の向上**』
2. 県民の生命財産を守るため、初動体制や防災情報の収集・伝達体制を確保し、的確な防災情報の提供や避難勧告・避難指示の判断が行える仕組みを構築
⇒ ②『**確実な情報提供・避難の実現**』
3. 普段から堤防の維持管理や巡視の実施、排水対策の検討など被害軽減と早期復興を目指すための取組
⇒ ③『**社会経済被害の最小化**』

「流域治水」への転換

- 近年の水災害による甚大な被害を受け、施設能力を超過する洪水が発生するものへと意識を改革し、氾濫に備える、「水防災意識社会」の再構築を進めてきた。
- 今後、この取組をさらに一歩進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」へ転換。



「流域治水」の施策のイメージ

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大 集水域
 [国・市、企業、住民]
 雨水貯留浸透施設の整備、
 ため池等の治水利用

流水の貯留 河川区域
 [国・県・市・利水者]
 治水ダムの建設・再生、
 利水ダム等において貯留水を
 事前に放流し洪水調節に活用
 [国・県・市]
 土地利用と一体となった遊水
 機能の向上

**持続可能な河道の流下能力の
維持・向上**
 [国・県・市]
 河床掘削、引堤、砂防堰堤、
 雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす
 [国・県]
 「粘り強い堤防」を目指した
 堤防強化等

②被害対象を減少させるための対策

**リスクの低いエリアへ誘導/
住まい方の工夫**
 [国・市、企業、住民]
 土地利用規制、誘導、移転促進、
 不動産取引時の水害リスク情報提供、
 金融による誘導の検討

氾濫域
浸水範囲を減らす
 [国・県・市]
 二線堤の整備、
 自然堤防の保全



③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実 氾濫域
 [国・県]
 水害リスク情報の空白地帯解消、
 多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する
 [国・県・市]
 長期予測の技術開発、
 リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化
 [企業、住民]
 工場や建築物の浸水対策、
 BCPの策定

住まい方の工夫
 [企業、住民]
 不動産取引時の水害リスク情報
 提供、金融商品を通じた浸水対
 策の促進

被災自治体の支援体制充実
 [国・企業]
 官民連携によるTEC-FORCEの
 体制強化

氾濫水を早く排除する
 [国・県・市等]
 排水門等の整備、排水強化

令和2年10月27日

各都道府県・政令指定都市土木担当部長・下水道担当部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局

河川計画課長

河川環境課長

治水課長

下水道部

下水道事業課長

流域管理官

(公印省略)

二級水系における流域治水プロジェクトの推進について

令和元年東日本台風をはじめ、平成30年7月豪雨や平成29年九州北部豪雨等、近年激甚な水害が頻発しているところであり、さらに、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されています。

このような水災害リスクの増大に備えるために、河川・下水道等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を進めることが必要です。

これを踏まえ、国土交通省では、各一級水系において、河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等からなる協議会を設置し、流域全体で緊急的に実施すべき治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、流域治水を計画的に推進する取組を進めているところです。

つきましては、都道府県・政令指定都市の管理する二級水系について、一級水系での取組を参考に、「流域治水プロジェクト」を推進されるようお願いします。

また、貴管内の関係市町村（政令指定都市を除く）にも、その旨周知をお願いします。

長崎県における 『流域治水プロジェクト』の推進

各水系ごとに順次、県や市町の各関係部局等からなる協議会を設置

- ・長崎県においては
郡川水系（大村市）、**早岐川水系（佐世保市）**
について先行して令和2年度内の協議会設置を予定
- ・その他の河川は令和3年度から順次協議会設置を行う

各協議会にて、

流域治水推進のための「流域治水プロジェクト」を策定・公表

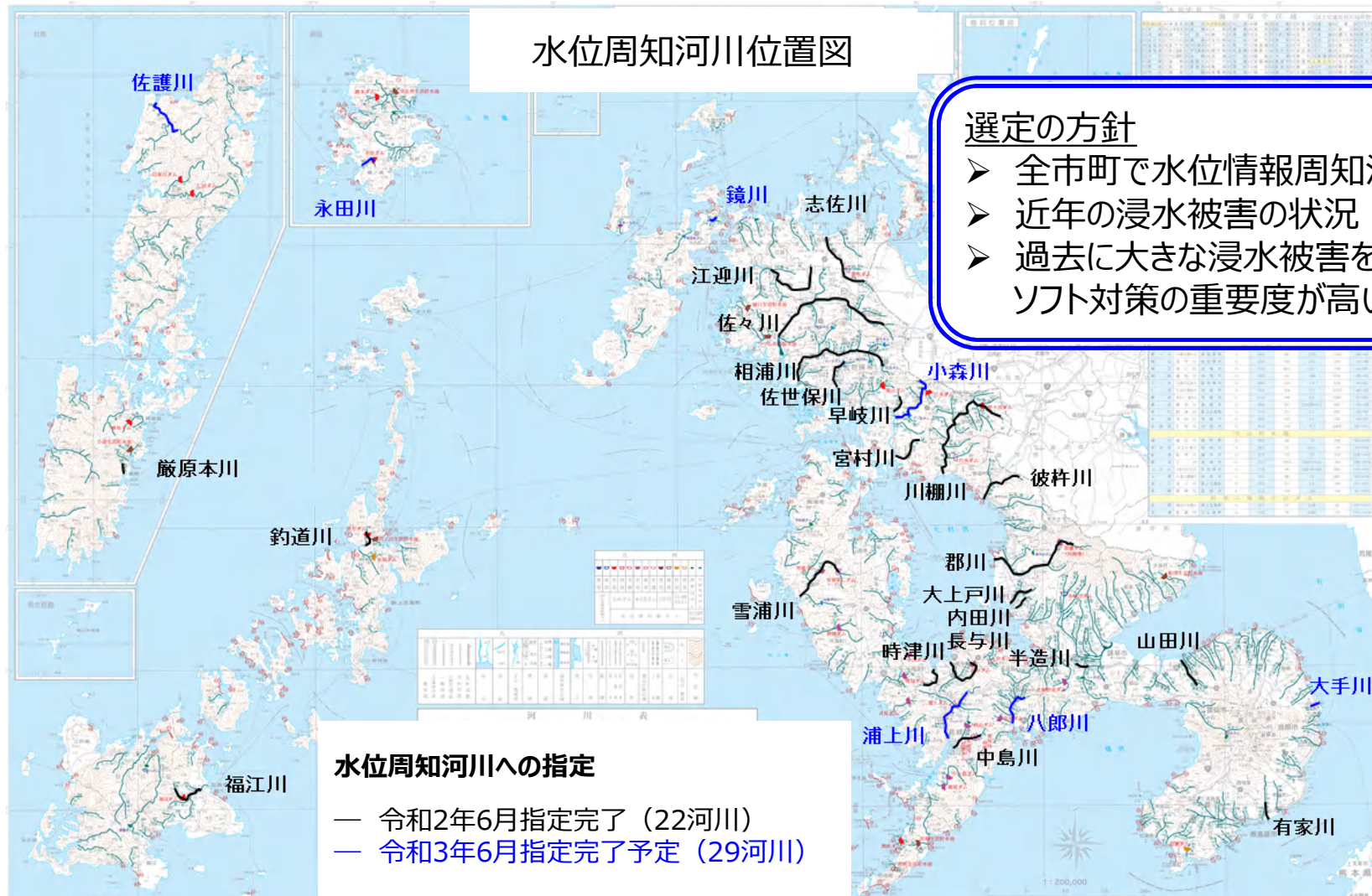
1) 流域治水協議会の設置

		令和2年度 着手	令和3年度 着手予定	令和3年度以降 着手予定
		優先度1	優先度2	優先度3
地区	水系名	河川名	流域治水プロジェクト 優先順位	
長崎	中島川	中島川	令和3年度以降着手予定	
	江川	江川	令和3年度着手予定	
	鹿尾川	鹿尾川		
	長与川	高田川		
	時津川	時津川	令和3年度以降着手予定	
県央	郡川	郡川	令和2年度着手	
	本明川	中山西川	済み（一級水系）	
	江ノ浦川	江ノ浦川	令和3年度着手予定	
	有喜川	有喜川	令和3年度着手予定	
島原	本明川	山田川	済み（一級水系）	
	須川川	須川川	令和3年度以降着手予定	
	湯江川	湯江川		
県北	日野川	日野川	令和3年度以降着手予定	
	相浦川	相浦川	令和3年度着手予定	
	早岐川	早岐川	令和2年度着手	
	川棚川	川棚川	令和3年度着手予定	
	佐々川	佐々川		
	宮村川	宮村川	令和3年度以降着手予定	
	日宇川	日宇川	令和3年度以降着手予定	
	雪浦川	雪浦川	令和3年度着手予定	
	江迎川	江迎川	令和3年度着手予定	

地区	水系名	河川名	流域治水プロジェクト 優先順位
五島	福江川	牟田川	令和3年度以降着手予定 後の川
		後の川	
上五島	釣道川	釣道川	令和3年度以降着手予定
	大川	大川	令和3年度以降着手予定
壱岐		(なし)	(事業実施河川なし)
対馬	佐護川	佐護川	令和3年度着手予定
	久根川	久根川	
	田川	田川	
	加志川	加志川	
	瀬川	瀬川	令和3年度着手予定
	三根川	三根川	令和3年度以降着手予定

2) 水位周知河川の指定状況等

【取組】 令和2年度末までに県内20市町29河川のL2浸水想定区域を公表予定。
令和3年度の県水防協議会をもって、全29河川が水位周知河川となる。
R2.6月時点：22河川 → R3.6月予定：29河川（7河川追加）



3) 危機管理型水位計の追加設置

【取組】 令和元年度までに181箇所設置し、運用を開始している。令和2年度中に新たに33箇所追加設置完了予定。令和3年度までにさらに4箇所追加予定。

危機管理型水位計の追加設置箇所一覧

振興局/市町	既設 箇所数	追加 箇所数	追加河川	振興局/市町	既設 箇所数	箇所数	追加河川
長崎振興局				五島振興局			
長崎市	27	3	中島川, 浦上川, 八郎川	五島市	15	1	福江川
長与町	1	1	長与川	上五島支所			
時津町	1	1	時津川	新上五島町	6	1	釣道川
県央振興局				杵岐振興局			
諫早市	18	0		杵岐市	4	2	永田川, 角川
大村市	2	3	郡川, 大上戸川, 内田川	対馬振興局			
島原振興局				対馬市	33	3	巖原本川, 佐護川, 飼所川
島原市	4	1	大手川	計	181	37	33 + 4 = 37
雲仙市	12	1	山田川	箇所	箇所		
南島原市	14	1	有家川				
県北振興局							
佐世保市	15	11	相浦川2, 宮村川, 早岐川, 佐々川2, 佐世保川, 小森川, 江迎川, つづら川, 日出川				
佐々町	0	1	佐々川				
平戸市	12	0					
松浦市	4	1	志佐川				
西海市	9	1	雪浦川				
東彼杵町	3	1	彼杵川				
川棚町	0	2	川棚川, 石木川				
波佐見町	1	2	川棚川2				



選定の方針

- 水位周知河川水位計の二重化
- 近傍にNAKSS水位計がない箇所
- 近年の浸水被害の状況
- ダム事前放流を考慮

4) 河川監視用カメラの設置

【取組】 令和3年度出水期までに**水位周知河川に29箇所**の設置を行う。

河川監視用カメラの設置箇所一覧

振興局／市町	箇所数	河川名	振興局／市町	箇所数	河川名
長崎振興局			五島振興局		
長崎市	3	中島川, 浦上川, 八郎川	五島市	1	福江川
長与町	1	長与川	上五島支所		
時津町	1	時津川	新上五島町	1	釣道川
県央振興局			壱岐振興局		
諫早市	0	(半造川には国交省が設置済み)	壱岐市	1	永田川
大村市	3	郡川, 大上戸川, 内田川	対馬振興局		
島原振興局			対馬市	2	巖原本川, 佐護川
島原市	1	大手川	計 29 箇所		
雲仙市	1	山田川			
南島原市	1	有家川			
県北振興局			<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content;"> <p>選定の方針</p> <p>➤ 水位周知河川に設置</p> </div> <p>【特徴】</p> <div style="border: 1px solid yellow; padding: 5px;"> <p>屋外に容易に設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 無線式の場合は電源・通信ケーブルの確保不要 (無線通信、太陽電池等を利用) </div> <p>(国土交通省の設置事例)</p> <div style="border: 1px solid yellow; padding: 5px;"> <p>機能を限定しコストを低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ズームや首振り機能は削除 ➤ 機器本体価格は、30万円/台程度 <p>インターネットを経由して画像を収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 水位計のデータ等と併せて提供 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>【設置状況】</p>  <p>(全景)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(カメラ部)</p> </div> </div>		
佐世保市	6	相浦川, 宮村川, 早岐川, 佐世保川, 小森川, 江迎川			
佐々町	1	佐々川			
平戸市	1	鏡川			
松浦市	1	志佐川			
西海市	1	雪浦川			
東彼杵町	1	彼杵川			
川棚町	1	川棚川			
波佐見町	1	川棚川			

5) 要配慮者利用施設の避難確保計画作成促進

【取組】 令和3年度までに**対象施設の避難確保計画作成完了**と、作成した避難確保計画に基づく**水害にかかる避難訓練の実施**を目指す。

要配慮者利用施設の避難確保計画作成状況（R2.10.31時点）

市町	要配慮者利用施設の避難確保計画			市町	要配慮者利用施設の避難確保計画		
	対象施設数 河川	作成済み数 河川	作成済み% 河川		対象施設数 河川	作成済み数 河川	作成済み% 河川
長崎市	62	53	85%	五島市	0	0	-
長与町	0	0	-	新上五島町	0	0	-
時津町	5	0	0%	壱岐市	0	0	-
諫早市	113	72	64%	対馬市	3	0	0%
大村市	55	16	29%	計	370	218	-
島原市	0	0	-	河川	59		%
雲仙市	0	0	-				
南島原市	11	0	0%				
佐世保市	90	61	68%				
佐々町	4	0	0%				
平戸市	0	0	-				
松浦市	7	7	100%				
西海市	3	3	100%				
東彼杵町	11	0	0%				
川棚町	4	4	100%				
波佐見町	2	2	100%				

南島原市、五島市では避難確保計画作成にかかる講習会を今年度実施済み
↓
そこで、各市から提出締切も伝達済み
↓
令和2年度内に一定の進捗が図られると思われる

令和3年3月を目途に、全29河川のL2浸水想定区域図公表が完了する。



各市町で地域防災計画書が更新されると、水防法で作成義務を負う対象施設数が増加。



各市町の防災、建設（河川）、福祉、教育、医療等各部局が連携を強め、対象施設へ対し、適切な支援・指導をお願いします。

※振興局のL2浸水想定区域公表時期と、市町の地域防災計画書更新時期を共有し、時期を逃さず地域防災計画書へ反映できるよう、互いに調整を図って下さい。

要配慮者利用施設の避難確保計画作成にかかる講習会

高齢者施設、学校、病院を対象とした避難確保計画作成にかかる講習会をR2.11月に南島原市で開催（南島原市主催）。県河川課・県砂防課からは防災情報の入手方法等についての説明を行った。

- ・ 日時：令和2年11月5日
- ・ 場所：西有家総合学習センター
- ・ 出席者
：南島原市内の約30施設
（河川の浸水、土砂災害合わせて）
- ・ 説明者
：南島原市防災課、
長崎地方気象台、県河川課・砂防課



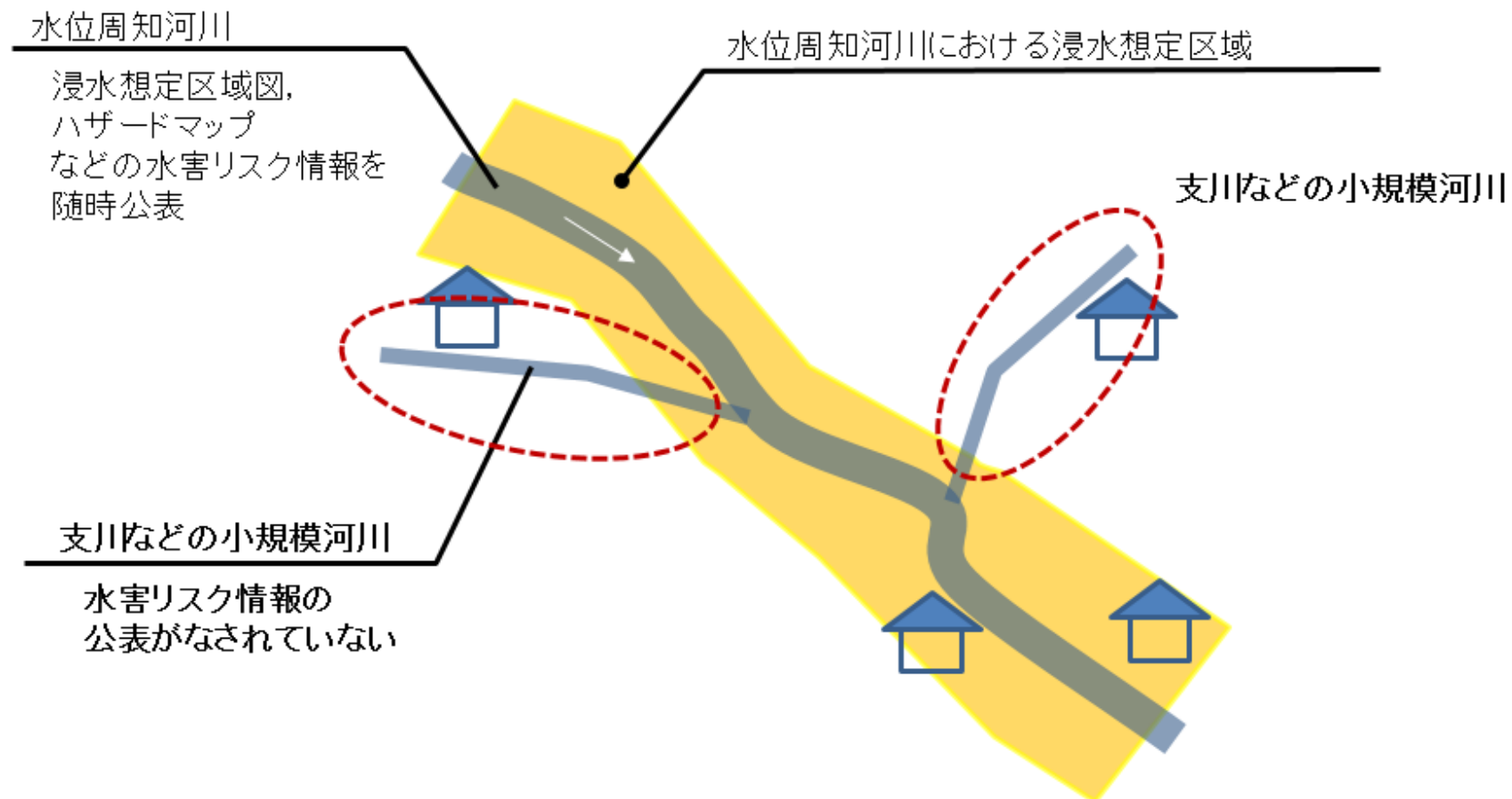
- ・ 開催実績
H30年度：諫早市
H31年度：長崎市
R2 年度：南島原市、五島市
対馬市、新上五島町は今後の開催を検討中。
各市町、開催を検討下さい。（※まずは河川課までご相談ください。）

6) 水位周知河川以外の河川における水害リスクの公表

【取組】水防法で指定されていない「その他河川」（小規模河川）において、『氾濫推定図』を作成し、令和3年度の公表を目指す。

『氾濫推定図』とは

- ・ 想定最大規模降雨を対象
- ・ 簡易的手法を用いて、河川の氾濫が推定される範囲を示したもの



6) 水位周知河川以外の河川における水害リスクの公表

14

【取組】水防法で指定されていない「その他河川」（小規模河川）において、
『氾濫推定図』を作成し、令和3年度の公表を目指す。

『氾濫推定図』とは

- ・ 想定最大規模降雨を対象
- ・ 簡易的手法を用いて、河川の氾濫が推定される範囲を示したもの

水位周知河川以外の小規模河川で 『氾濫推定図』 を公表 (県管理河川300河川以上)

- ・ 水害リスク情報の空白地帯を解消し、円滑かつ迅速な避難につなげる
- ・ 浸水に備えた事前の措置を住民等へ促す

<水防法第15条の11> (予想される水災の危険の周知等)

市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

7) ダム浸水想定区域図の公表予定

【取組】 水位周知河川に指定する29河川とは別に、令和3年度出水期前を目途に
県管理の治水ダム（多目的含む）の下流部においてもL2浸水想定区域図を公表する。

ダム浸水想定区域図の作成予定一覧

振興局	市町	水系	河川名	ダム
長崎	長崎市	式見川	式見川	式見ダム
	長崎市	黒浜川	黒浜川	黒浜ダム
	長崎市	子々川川	子々川川	中山ダム
	長崎市	鹿尾川	鹿尾川	鹿尾ダム
	長崎市	多以良川	二股川	鳴見ダム
	長崎市	八郎川	中尾川	中尾ダム
	長崎市	宮崎川	宮崎川	宮崎ダム
	長崎市	江川	江川	高浜ダム
	長崎市	神浦川	神浦川	神浦ダム
県央	諫早市	東大川	楠原川	土師野尾ダム
	諫早市	船津川	船津川	船津ダム
	諫早市	伊木カ川	山川内川	伊木カダム
県北	佐世保市	日宇川	日宇川	猫山ダム
	佐世保市	樋口川	樋口川	樋口ダム
	佐世保市	小佐々川	つづら川	つづらダム
	松浦市	志佐川	笛吹川	笛吹ダム
上五島	新上五島町	宮ノ川	宮ノ川	宮ノ川ダム
吉岐	吉崎市	谷江川	後川川	勝本ダム
	吉崎市	谷江川	角川	男女岳ダム
対馬	対馬市	ケ知川	ケ知川	ケ知ダム
	対馬市	仁田川	飼所川	仁田ダム
	対馬市	仁田川	仁田川	目保呂ダム
	対馬市	小浦川	檜塚川	小浦ダム
				23ダム

水位周知河川とは異なり、告示は行わない
 ↓
 県のホームページで公表を行う

ダム下流の浸水想定区域にかかる
 ハザードマップ作成も交付金対象となる
 ↓
 市町でハザードマップの作成を検討される場合には
 事前に県河川課へご相談ください

<水防法第15条の11>（予想される水災の危険の周知等）
 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

8) ダム事前放流

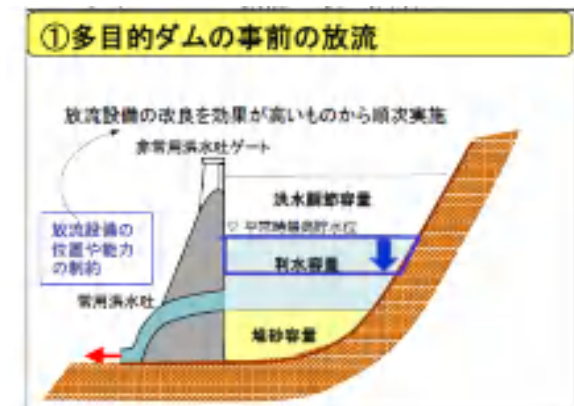
【取組】 令和2年の出水期から**既存ダムの事前放流の運用開始**を目指す。

『ダムの事前放流』とは

降雨予測等の精度向上を踏まえ、事前にダムの利水容量を放流し治水容量の増大を図り、計画規模を超える洪水に対しても洪水調節機能を発揮させるもの。

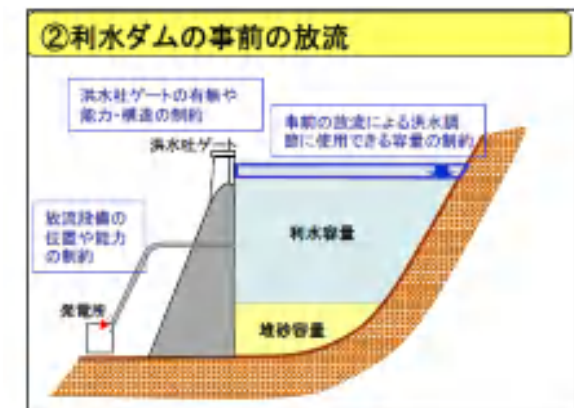
治水協定の締結状況（令和2年2月19日時点）

- 国土交通省所管ダム（治水・多目的ダム）：35ダム
- 厚生労働省所管ダム（水道ダム）：3ダム
- 農林水産省所管ダム（農水・防災ダム）：9ダム



事前放流の実施状況（令和2年度：9回）

豪雨の名称	事前放流開始時刻	事前放流完了時刻	所在地	ダム名	水系	河川名	管理者
台風9号・台風10号	8月31日 14:00	9月7日 8:00	五島市	繁敷	一の川	一の川	五島市
台風9号・台風10号	8月31日 14:00	9月7日 8:00	五島市	川原	大川原川	大川原川	三井楽土地改良区
台風9号・台風10号	8月31日 14:25	9月7日 8:00	五島市	浦の川	浦の川	浦の川	岐宿土地改良区
台風9号・台風10号	8月31日 17:00	9月7日 8:00	対馬市	目保呂	仁田川	仁田川	長崎県
台風9号・台風10号	9月1日 10:00	9月7日 8:00	長崎市	高浜	江川	江川	長崎県
台風9号・台風10号	9月1日 12:00	9月7日 8:00	対馬市	仁田	仁田川	飼所川	長崎県
台風9号・台風10号	9月1日 12:00	9月7日 8:00	対馬市	小浦	小浦川	樫塚川	長崎県
台風10号	9月4日 15:00	9月7日 8:00	壱岐市	永田	永田川	永田川	長崎県
台風10号	9月4日 17:00	9月7日 8:00	新上五島町	青方	釣道川	釣道川	長崎県



9) まるごとまちごとハザードマップの活用促進

【取組】 まるごとまちごとハザードマップの実施の効果や有効性について共有する。

『まるごとまちごとハザードマップ』とは

- ・ 避難所前に看板を立て、平常時から水害時に使用可能な避難所を認知度させる
- ・ 浸水深を示した看板を電柱等に設置し、危険性を意識させる

などにより、紙面上のハザードマップ提供だけではなく、まち自体をハザードマップ化するような取組みです。

【期待される効果】

- ・ 自らが生活する地域の洪水の危険性を実感できる
- ・ 危機意識の熟成と洪水時避難所等の認知度の向上が図られる
- ・ 洪水ハザードマップの更なる普及推進が図られる

【設置状況】

- ・ ハザードマップ作成対象自治体1,347のうち194市区町村が設置(H31.3時点)

諫早大水害、長崎大水害などの
当時の被災水位の表示や、
それに関するモニユメントなど
の設置も対象



<事例> 電柱に浸水想定深や避難所の情報等を標示

【洪水関連図記号の例】



- 避難所(建物)
災害時の避難先となる安全な建物を示す。



- 洪水
当該地域が洪水の影響を受ける
可能性がある地域であることを示す。

【出典:まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き】

この取組みにかかる災害関連標識（避難場所、想定浸水深等）の設置は、**防災・安全交付金（効果促進事業）の対象となります**ので、積極的な活用をお願い致します。まずは河川課へご相談ください。

「水害ハザードマップの手引き（H28年4月，国土交通省）」

『水防法においては、市町村地域防災計画で定められた～要配慮者利用施設を～ハザードマップに明示することとされており、これらを地図面に表示する必要がある。』としている。（関連：水防法第15条）

※ A) , B) はともにこれからハザードマップを作成、C) はハザードマップの作成がすでに完了している場合

A) 先：地域防災計画書に施設名の記載 → 後：ハザードマップ作成 となる場合

防災、福祉、教育、医療部局等と必要に応じて連携し、手引きに基づき作成する。

B) 先：ハザードマップ作成 → 後：地域防災計画書に施設名の記載 となる場合

手引きへの記載はありませんが、

地域防災計画書に記載予定のL2浸水想定区域内にある要配慮者利用施設をピックアップし、更新に先立ってハザードマップに要配慮者施設を明示するよう検討をお願いします。

- ・地域防災計画書の更新ごとに再度ハザードマップを配布することは困難。
- ・水防法で義務を負う避難確保計画作成にも活かすことが出来る。

C) すでにハザードマップの配布を完了している場合

- ホームページ掲載のデータに要配慮者施設を追記、更新する。
 - 次回、印刷・配布分からは更新したデータを使用する。
- などの対応をご検討ください。

本協議会の内容は
本日出席の課長や班長等の方々のみならず、
適宜各担当者の方々まで情報共有をお願い致します。

- ・各市町の構成員
（防災担当課、河川担当課 ※両部局とも）
- ・各振興局の構成員
（河川担当課）